



発行 新潟県

号外 1

令和3年4月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

392 高さ4.1メートルの車両の通行を認める道路の指定及び高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法（道路管理課）

教育委員会訓令

7 新潟県立文書館文書等利用閲覧規程の一部改正（文化行政課）

告 示

◎新潟県告示第392号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

別表のとおり

2 指定する期日

令和3年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

【別表】指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 黒井停車場線	上越市大字黒井字土屋426番1 から上越市大字黒井字土屋440番3 まで

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県立文書館文書等利用閲覧規程（平成9年新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月1日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p>別記第4号様式（第4条関係） 複写承認申請書 （略） 申請者 氏名 （略）</p>	<p>別記第4号様式（第4条関係） 複写承認申請書 （略） 申請者 氏名 <u>㊞</u> （略）</p>				
<p>別記第5号様式（第6条関係） 被写物出版・掲載等許可申請書 （略） 申請者 氏名 （略）</p>	<p>別記第5号様式（第6条関係） 被写物出版・掲載等許可申請書 （略） 申請者 氏名 <u>㊞</u> （略）</p>				
<p>別記第6号様式（第8条関係） 文書等貸出申請書 1 申請の内容</p>	<p>別記第6号様式（第8条関係） 文書等貸出申請書 1 申請の内容</p>				
<p>（略）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">代表者</td> <td style="width: 50px; height: 15px;"></td> </tr> </table>	代表者		<p>（略）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">代表者</td> <td style="width: 50px; height: 15px; text-align: center;"><u>㊞</u></td> </tr> </table>	代表者	<u>㊞</u>
代表者					
代表者	<u>㊞</u>				
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>				